しまね型医療提供体制構築事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づき策定した県計画に基づき、各地域の実情に応じた適切な医療提供体制の構築を図るための事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

- (1) 病床機能転換等に伴う施設設備整備事業 (別記1)
- (2) 病床機能転換等に伴う人材確保養成事業 (別記2)

3 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準(交付要綱)により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成29年3月21日医第1259号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 附則 (平成30年8月23日医第652号)
- 1 この要綱は、平成30年8月23日から適用する。
 - 附則 (平成31年3月22日医第652号の2)
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
 - 附則 (令和2年7月1日医第730号)
- 1 この要綱は、令和2年7月1日から適用する。
 - 附則 (令和4年3月24日医第1818号)
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

病床機能転換等に伴う施設設備整備事業

1 事業内容

地域医療構想を踏まえ、各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する次の取組(以下、「病床機能転換等」という。)に伴う施設設備の整備を行う。

(1) 病床機能の転換

既存の病床機能から、地域で不足する病床へ機能を転換

(2) 複数医療機関間の再編

圏域の複数医療機関間で協議した上で行う病床再編

(3) 病床削減に伴い不要となる病棟、病室等の用途変更 病床削減に伴い不要となる病棟、病室等を他の用途へ変更するための施設設備改修 ※平成28年10月28日までに取得した病棟、病室等に限る

(4) 病床規模の適正化を伴う医療機能の充実

圏域又は複数圏域の医療機能の充実に係る施設設備整備

※原則、20床以上の病床減を伴うものに限る

- (5) 事業縮小
 - ①病床削減に伴い、不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更(機能転換以外)するための 施設の新築・増改築・改修
 - ②病床削減に伴い、不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、 解体又は売却)
 - ③早期退職制度の活用

2 実施主体

県内に所在する医療機関等

3 運営基準

次に掲げる手続きにより事業計画書を県医療政策課へ提出し、事業実施すること。

- ① 事業主体において病床機能転換等に係る事業計画を作成し、管轄保健所と協議する。
- ② 管轄保健所は、上記事業計画書の内容が地域医療構想と整合性がとれており、かつ、地域における合意が得られているものであるかを確認する。

なお、確認にあたっては、各保健所単位で設置している地域保健医療対策会議医療・介護 連携部会(地域医療構想調整会議)を開催し圏域における実施承認を得るなど、必要な措置 をとること。

③ 事業主体は事業計画に管轄保健所の意見書を付し、県医療政策課へ提出する。

4 留意事項

- (1) 次に掲げる費用は、補助の対象としない。
 - ① 土地の取得又は整地に要する費用 (ただし、施設の目的から特別に必要な整地は除く。)
 - ② 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用(ただし、施設の運用にあたり、必要不可欠な通路及び安全管理上で必要な門、柵等は除く。)
 - ③ 設計その他工事に伴う事務に要する費用

- ④ 既存建物の買収に要する費用(既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)
- ⑤ その他の整備費として適当と認められない費用
- (2) 原則、地域における合意形成前に実施した病床機能転換等は認めない
- (3)上記1の病床機能転換等により、関係する機関の総病床数(一般病床と療病病床の総計)が増加する場合は、補助の対象としない。

病床機能転換等に伴う人材確保養成事業

1 事業内容

病院が行う病床機能の転換等に伴い、新たに関係機関間の連携(入退院調整や在宅への円滑な移行など)を行う職員の雇用や研修を実施する。

2 実施主体

県内に所在する医療機関等

3 運営基準

次に掲げる手続きにより事業計画書を県医療政策課へ提出し、事業実施すること。

- ① 事業主体において病床機能転換等に係る事業計画を作成し、管轄保健所と協議する。
- ② 管轄保健所は、上記事業計画書の内容が地域医療構想と整合性がとれており、かつ、地域における合意が得られているものであるかを確認する。

なお、確認にあたっては、各保健所単位で設置している地域保健医療対策会議医療・介護 連携部会(地域医療構想調整会議)を開催し圏域における実施承認を得るなど、必要な措置 をとること。

③ 事業主体は事業計画に管轄保健所の意見書を付し、県医療政策課へ提出する。

4 留意事項

- (1) 当該職員を配置することにより新たに診療報酬加算を得た場合は、補助の対象としない。
- (2) 原則として、病床機能転換等に伴う施設設備整備事業の完了後1年を越えるまでに着手(職員配置・研修実施)した取組を対象とする。

なお、平成28年度に病床機能転換等に伴う施設設備整備事業を実施した医療機関について も上記に準じた取り扱いとする。

(3) 人件費については、1 医療機関あたり1名を上限とし、配置後2年までの経費に限るものとする。